

議案第12号

富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
富津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）が施行されること及び富津市介護保険事業計画が策定されることに伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を改定するとともに、富津市介護保険運営協議会委員の任期を3年とする等のため、条例の一部を改正するものである。

富津市介護保険条例の一部を改正する条例

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第2条の5第4項中「2年」を「3年」に改める。

第3条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「34,200円」を「36,580円」に改め、同項第2号中「51,300円」を「55,070円」に改め、同項第3号中「51,300円」を「55,470円」に改め、同項第4号中「61,560円」を「72,360円」に改め、同項第5号中「68,400円」を「80,400円」に改め、同項第6号中「82,080円」を「96,480円」に改め、同号イ中「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第7号中「88,920円」を「104,520円」に改め、同号イ中「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第8号中「102,600円」を「120,600円」に改め、同号イ中「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第9号中「116,280円」を「136,680円」に改め、同号イ中「第11号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第10号中「123,120円」を「152,760円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「又は第12号イ」を加え、同項第11号中「129,960円」を「168,840円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「136,800円」を「192,960円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 184,920円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者の令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20,520円」を「22,910円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20,520円」を「22,910円」に、「34,200円」を「38,990円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20,520円」を「22,910円」に、「47,880円」を「55,070円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号」を「第39条第1項第1号から第13号」に改める。

第11条の2を次のように改める。

(情報の提供)

第11条の2 市長は、被保険者及び当該被保険者が同意する場合におけるその家族、当該被保険者と契約を締結し、又は締結する予定の介護サービス事業者等からの申出により、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定により提供する情報の内容及び提供の申出ができる者の範囲並びに申出の手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富津市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に富津市介護保険条例第2条の5第2項の規定により委嘱された富津市介護保険運営協議会の委員である者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。